

小松市公害防止条例施行規則

昭和 46 年 10 月 1 日
規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松市公害防止条例(昭和 46 年小松市条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(工場新設等の届出)

第 2 条 条例第 6 条の規定による届出は、工場新(増)設届出書(様式第 1 号)又は動物飼育施設新(増)設届出書(様式第 2 号)によってしなければならない。

(昭 58 規則 41・一部改正)

(ばい煙等の減少計画の提出)

第 3 条 条例第 8 条の規定による計画の提出は、ばい煙等の減少計画書(様式第 3 号)によってしなければならない。

(昭 58 規則 41・一部改正)

(事故届等)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、事故発生届出書(様式第 4 号)によってしなければならない。

2 条例第 10 条第 2 項の規定による計画は、事故再発防止計画書(様式第 5 号)によってしなければならない。

3 条例第 10 条第 3 項による届出は、事故再発防止完了届(様式第 6 号)によってしなければならない。

(昭 58 規則 41・一部改正)

(産業廃棄物の範囲等)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定する産業廃棄物の範囲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定するものとする。

2 条例第 11 条第 2 項に規定する報告は、産業廃棄物の処理等に係る報告書(様式第 7 号)によってしなければならない。

(昭 58 規則 41・平 13 規則 11・一部改正)

(身分証明書)

第 6 条 条例第 15 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、様式第 8 号のとおりとする。

(平 13 規則 11・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 41 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、従前に定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 6 年規則第 6 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 11 号)抄

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。